平成２５年（フ）第７２２６号
東京都台東区橋場２丁目１―10―401
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２９号
東京都北区浮間２丁目25―16―306
債務者　高橋　徳之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３０号
埼玉県熊谷市妻沼東３丁目18番地　フジコーポＡ棟101
債務者　安野美枝子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３１号
東京都練馬区田柄４丁目21―13
債務者　安野　貴夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３２号
埼玉県和光市新倉２丁目８―25　サンビレッジ花ノ木Ｂ201
債務者　伊澤　　彰
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３３号
埼玉県和光市新倉２丁目８―25　サンビレッジ花ノ木Ｂ201
債務者　伊澤智砂野
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４０号
東京都足立区千住河原町13―14―302
債務者　篠崎　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５０号
神奈川県横浜市緑区寺山町96―３―201、住民票上の住所神奈川県横浜市緑区寺山町129―１　第２孝栄荘101
債務者　中村　　睦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５１号
東京都三鷹市下連雀６丁目11―13
債務者　田中　麻紀
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５２号
東京都世田谷区奥沢５丁目１―４―201
債務者　太田　一男
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５３号
埼玉県川口市柳崎１丁目13―１―314　雇用促進住宅１号棟
債務者　本杉　房夫
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５６号
東京都江戸川区東葛西７丁目13―18―105
債務者　古畑　博明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５７号
東京都大田区池上１丁目24―10
債務者　畑　小枝子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５８号
東京都渋谷区広尾５丁目７―３―905
債務者　地齋　俊男
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６２号
東京都渋谷区本町２丁目29―10―201
債務者　中西　　遊
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６５号
東京都世田谷区北烏山８丁目31―15―305
債務者　依田　光男（旧姓東宮）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部